

議会事務局における課の新設について

１．目的

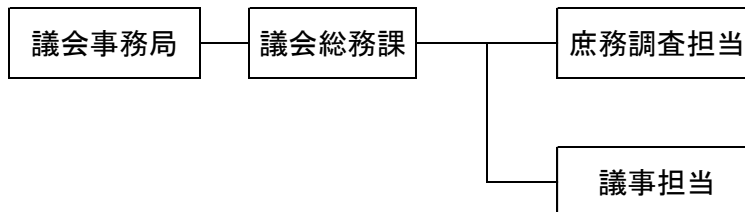
開かれた議会を標榜し、議会事務局が対応・処理しなければならない案件・事案等が増加している中において、その重要度によって整理することで案件に応じて意思決定過程を短くすることで、より迅速な対応を可能とする組織にする必要があると思われます。

また、議会には行政監視機能と政策立案機能があり、後者の機能強化が求められる中にあり、調査と法務等の充実・強化を図っていくことが求められております。

議会事務局に課を設置することで、議会を補佐する、こうした機能強化を図るため、全体として組織効率の向上を図り、議会事務局の機能の充実・強化につなげていくことを目的とするものです。

２．組織図

（１）



３．県南１０市の組織体制

	市名	課設置状況	職設置状況（事務局長以下）
１	土浦市	×	参、次、補、係、査、任、幹、事
２	石岡市	庶務議事課	次、課、補、係、任、幹、事、運
３	龍ヶ崎市	議会総務 G	課、補、他
４	取手市	×	次、補、係、査、幹、事、主補、他
５	牛久市	庶務議事課	次、課、補、査、事
６	つくば市	議会総務課	次、課、補、係、査、任、事
７	守谷市	庶務・議事 G	補、他
８	稲敷市	×	補、係、他
９	つくばみらい市	×	参、副、補、係、査、任、幹、事、主補

* 参＝参事、次＝次長、課＝課長、副＝副参事、補＝補佐、査＝主査、任＝主任、
幹＝主幹、事＝主事、主補＝主事補、運＝運転手、他＝その他職員

4. 改正条例、規則、訓令

(1) 条例

①かすみがうら市職員の給与に関する条例

(平成 17 年 3 月 28 日条例第 46 号) 総務部総務課

(2) 規則

①かすみがうら市職員の給与に関する規則

(平成 17 年 3 月 28 日規則第 34 号) 総務部総務課

②かすみがうら市公有財産規則

(令和 2 年 3 月 31 日規則第 13 号) 総務部検査管財課

③かすみがうら市物品会計規則

(令和 2 年 3 月 31 日規則第 9 号) 会計課

(3) 訓令

①かすみがうら市標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程

(令和 3 年 3 月 31 日訓令・議会訓令・教育委員会訓令・監査委員
訓令・農業委員会訓令・上下水道事業管理規程・消防本部訓令第
1 号) 総務部総務課

②かすみがうら市議会事務局処務規程

(平成 28 年 3 月 31 日議会訓令第 1 号) 議会事務局

5. 今後のスケジュール (案)

1 2 月 2 8 日 議会事務局における課の新設についての申し入れ

1 月 5 日 市執行部から回答

1 月 1 7 日 議会運営委員会
全員協議会

2 月 2 2 日 議会運営委員会
全員協議会

2 9 日 ～令和 6 年第 1 回定例会開会～
議案審査特別委員会

3 月 2 1 日 条例議決
各規則及び訓令の改正手続き

4 月 1 日 施行

か 議 第 147 号
令和5年12月28日

かすみがうら市長 宮嶋 謙 様

かすみがうら市議会
議長 小座野 定信

議会事務局における課の新設についての申し入れ（協議）

開かれた議会を標榜し、議会事務局が対応・処理しなければならない案件・事案等が増加している中であって、その重要度によって整理することで案件に応じて意思決定過程を短くすることで、より迅速な対応を可能とする組織にする必要があると思われます。また、議会には行政監視機能と政策立案機能があり、後者の機能強化が求められる中にあり、調査と法務等の充実・強化を図っていくことが求められております。議会事務局に課を設置することで、議会を補佐する、こうした機能強化を図るため、全体として組織効率の向上を図り、議会事務局の機能の充実・強化につなげていくことを目的とするものです。

つきましては、別紙のとおり改正案を作成いたしましたので、ご検討くださるようお願いいたします。

なお、回答にあたっては令和6年1月12日までの期限でいただけると幸いです。

か 総 務 第 3 号
令和 6 年 1 月 5 日

かすみがうら市議会
議長 小座野 定信 様

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

議会事務局における課の新設について（回答）

令和 5 年 1 2 月 2 8 日付けか議第 1 4 7 号で申し入れのありました標題のことについて、下記のとおり回答いたします。

記

議会事務局の機能強化を図る組織改正の協議につきまして、異議はございません。

以上

か 議 第 7 号
令和6年1月11日

かすみがうら市長 宮嶋 謙 様

かすみがうら市議会
議長 小座野 定信

議会事務局の増員についての申し入れ（協議）

開かれた議会を標榜し、求められる機能が多くなっている状況を鑑み、質と量の拡充が必要と判断されることから、前者として課の設置を行うこと、後者として議会事務局の増員を行うことが必要と思われます。

本市全庁で市職員定員の適正化を進めている中であって、市職員定数条例では8名となっているところ、現状は5名の配置となっていることは承知しております。しかしながら、議会には行政監視機能と政策立案機能を有しており、前者にあっては、各種特別委員会の設置が常態化しております。また、後者にあっても、個人情報保護条例等の委員会発議、政治倫理条例等の議員発議に加え、オンライン化に向けた取り組み等の必要性が迫られております。すなわち、従来にはない、あるいは従来以上の業務の質と量が求められる状況にあります。

つきましては、こうした議会に求められる機能を十分に発揮させるため、議会事務局の増員について申し入れます。